

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

警察庁丙保発第15号
平成27年4月1日
警察庁生活安全局長

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

処分基準のモデルの一部改正について

行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく処分基準のモデル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に係るものに限る。）については、「処分基準のモデルの改定について（通知）」（平成22年12月2日付け警察庁丙保第18号）により示達しているところであるが、この度、昨今の風俗環境の状況に鑑み、処分基準のモデル中の別紙2「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準」（以下「基準」という。）の一部を下記のとおり改正することとしたので、各都道府県警察においては、同モデルを参考として、厳正かつ公平な処分がなされるように適切に対応されたい。

記

基準別表の処分事由1（35）及び（36）の量定の欄中「C」を「B」に改める。